

令和6年7月10日

会員事業所の長 様

(一社)鹿児島県LPガス協会 事務局

### 改正省令について

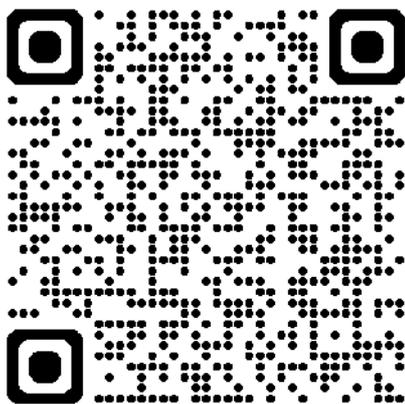
今回の省令改正により、長年の商慣行が是正されるためにはLPガス事業者だけでなく、不動産事業者、建築事業者等の理解、協力が重要です。このため不動産、設備関係の団体にも制度改正チラシを持参し会員事業所への送付をお願いしました。

数は少ないですが、鹿児島市内の不動産事業者から問い合わせもありました。

このチラシの中には以下の記載があります。

LPガス販売事業者に過大な営業行為を求めること、または応じた場合は違法となる恐れがあります。また、賃貸住宅の入居者に不利益が生じる可能性が高く、皆様にとっても不利益になりかねませんので十分ご注意ください。

このような事に直面したら、経済産業省資源エネルギー庁のLPガス商慣行通報フォームへ



上記通報フォームに連絡し、国の指導を要請する手段もあります。

今回は、経済産業省も国土交通省とも連携しながら対応しています。

次回から具体的な事例をとりあげた対応について説明します。